

○鳥羽志勢広域連合証人等の実費弁償に関する条例

〔平成19年3月5日〕
〔条例第2号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条その他法令の規定に基づき、鳥羽志勢広域連合の機関の要求に応じ出頭し、又は参加した者に支給する実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

（実費弁償を支給する者及びその額）

第2条 次に掲げる者に対し、別表に定めるところにより実費弁償を支給する。

- （1）法第74条の3第3項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者
- （2）法第100条第1項の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- （3）法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、委員会の要求に応じ参考人として出頭した者
- （4）法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- （5）法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により、公聴会に参加した者
- （6）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定による選挙人その他の関係人
- （7）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定による証人

（実費弁償の方法）

第3条 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

鉄道賃	船賃	車賃	日 当 （一日につき）	宿 泊 料 （一夜につき）
実 費	実 費	実 費	5,500円	10,000円